

特別区財政平衡交付金制度

について

現在具体的に検討の行われている昭和二十

八年度の所謂都区財政調整問題について、七月頃より些か関係してきた係の一員として事務的に若干心付いた点を、本年三月の都議会で制定せられた「都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例」の規定を主にして、一、二備忘がわりに記してみるつもりである。

第一に、基準財政需要額についてであるが、右の条例の定めるところは、国の平衡交付金法と同じく、「測定単位の数値を規則の定める方法によつて補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を、当該特別区について合算した額」としており、問題は、

- 一、制定単位の定めかた
 - 二、単位数値のとりかたと補正の方法
 - 三、単位費用の定めかた
- の三点からそれぞれの内容を少し考察してみ

なければならぬと思ふ。

測定単位については、条例第九条に定められているが、この経費の種類と測定単位の定めかたで、果して如何なるものであらうか。一応経費の種類を、地方自治法第二百八十一条及び第二百八十一条の二の規定による特別区及び特別区の機関事務に応じて羅列し、各の経費につき尤もと思料せられる測定単位を掲

げているが、測定単位は当該行政の経費が的確に捕捉し得る限りは詳細に規定するのもよいが、余りにこれを細分化することは、一般財源供与の方法である平衡交付金制度の本質を離れ、間接に各特別区の予算を拘束するような弊を生じ、ひいては負担金、補助金として交付すると同様な結果を招来するおそれがあるのではなからうか。

次で単位費用の算定についてであるが、条例には之も国の場合と等しく規定しているが、本年都の事務当局が現に行つてゐる如く

前年度の予算を基礎として計算することが、

「標準的条件を備え、合理的且つ安当な水準において、行政を行い又は施設を維持する経費」を基礎とするものであると言ひ得るであらうか。私見としては、矢張り国の場合と同じく、字義通りに、標準的な条件を備えた特別区が合理的且つ安当な水準において行政を行う場合における各経費毎のあるべき予算額を想定して、算定するのが正しいのではないかと思われる。その上で、各特別区の実態を生かすために、別途特別交付金の制度を大幅に活用すべきではなからうか。此の点は、幸い単位費用に関する条例が未だ制定せられていない今日、充分に研究を要する余地と価値のある点と思ふ。

補正の方法についても、経費の種類及び測定単位の定めかたと関連して、多少書いておく点はあるが、これはまだ規則の制定のみでないもので、何れ後日機会があつたときにふれることにしたい。

第二は、基準財政収入額についてであるがこれについては国の場合が、地方税法による標準税率の百分の七十に相当する率をもつて収入見込額とするのに対し、都の条例は、特別区税条例による税率そのままをもつて算定

する、と定めているのは、重大な相違点であると思う。平衡交付金法が、地方財政に弾力性を残し、併せて徴税意欲の減退を防止するための考慮から、収入額算定のための基準税率を、標準税率の百分の七十という低い線に止めているのに反し、都条例の定めかたは、実情にそぐはない点を含んでいると言わねばならない。特別区の特異性はあるとは言え、特別区には地方自治法に限定列記せられている事務の外にも、自治区として処理し得る公共事務なり、区によつての特殊、任意的な事務もあるであつて、収入面においてこれらに対する財源について考慮することなく、需要額の面では国の場合と等しく、単位費用算定にあたり合理的且つ妥当な水準を唱えて、普遍性のない事務に要する経費を排除して、相当圧縮せられた単位費用により算定する建前を定めているのは、如何にも特別区の財政に対し理解のない、不自由を強いるものと言へるのではなからうか。

第三に、重要な点は、以上によつて算定せられた基準財政収入額と需要額によつて、交付金なり納付金なりの総額を決定する方法である。

交付金については「基準財政需要額」が收

入額をこえると認められる特別区の当該超過額の合算額を基礎として「総額を定めるのは国の場合と同じであるが、合算額を基礎として総額を定めるといふ規定は、合算額と交付金総額が一致しないことを予想しているものであり、勿論両者が一致するのが望ましいことではあるが、それが不可能のとき、如何にして両者の関係を調整するのであろうか。此の総額の決定こそ、交付金を受ける特別区にとつては最も重要なのであつて、本年は始めての経験でもあり、将来に影響することも深刻であると思われるので、此の点は特に都と特別区及び特別区間においても充分な討議と納得を俟つて決定する方法が得られねばならないと思ふ。例え充分合理的な方法が得られたいとしても、総額決定のための制度上の定めのない以上、各者各様の立場から異なる意見が介入せられ、或は都の政策や財政事情によつて他動的に決定を左右されるようなことがあつては、折角の交付金制度の趣旨も埋没せられ、不合理の下に困惑する特別区が生じないとは言われないのである。

他面、基準財政収入額が需要額を上廻る特別区は、地方自治法施行令の規定により都に納付金を納付することになるのであるが、此

の納付金の総額についても、条例は同じく「基準財政収入額が必要額をこえると認められる特別区の当該超過額の合算額を基礎として」定めることにしているのであるが、合算額を基礎にして如何にして納付金総額を決定するのであろうか。これは平衡交付金法に無い制度のため、国の場合を参考にすることも不可能である。何れ交付金総額の決定方法と見合つて考慮せられることになるのであろうが、その際当該特別区について算定せられた基準財政収入額と需要額につき、前述の算定方法に関する諸点が改めて省みられねばならないであらう。交付金を受ける特別区に、その区の実態を生かすために特別交付金制度を活用する必要があるので、納付金を納付する特別区についても、圧縮算定せられた需要額をカバーして、任意特殊な事務を行うための財源確保のため、何等かの方法が採られねばならないと信ずる。(特別区協議会調査課)

×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×